

◎新潟県告示第973号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2第3号の規定により、平成8年7月新潟県告示第1825号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の規定により知事が定める施設）の一部を次のとおり改正する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2第3号の規定により、知事が定める施設を次のとおり定めた。 1 知事が定める施設 (1) (略) (2) (略)	新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2第3号の規定により、知事が定める施設を次のとおり定めた。 1 知事が定める施設 (1) (略) (2) (略) (3) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定により、なお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。